

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
伊佐市	山野地区 (井立田)(小川内)(荒平)(石井)(押野々)(尾之上)(下之馬場)(上之馬場)(境目)(仲町)(本町)(本山野)(塚町)(停車場)(上松)(小木原上)(春村)(小木原上中)(小木原中)(小木原下)(小木原東)(布計)(竹屋敷)(三日月)(五女木)	H25年3月	R3年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	507ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	355ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	133ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	112ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	81ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、山野地区では44ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
有害鳥獣被害を受ける農地が拡大してきている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業委員・農地利用最適化推進委員・農業者などの地区での話し合いにより、山野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者・認定新規就農者32経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、4.2haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

重点作物の導入方針

地区の中心経営体は主に、水稻＋施設(露地)野菜、水稻＋畜産等の営農をしている。

山野地区を中心に、収益性の高い根深ネギ・カボチャ・水田ゴボウなどの園芸作物の生産にも取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや追い払い及び捕獲体制の構築等に取り組む。